

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 中国財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年 1月27日 |
| 【会社名】 | 萩原工業株式会社 |
| 【英訳名】 | HAGIHARA INDUSTRIES INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 浅野 和志 |
| 【本店の所在の場所】 | 岡山県倉敷市水島中通一丁目 4 番地 |
| 【電話番号】 | 086(440)0860 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員事業支援部門長 吉田 淳一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 岡山県倉敷市水島中通一丁目 4 番地 |
| 【電話番号】 | 086(440)0860 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員事業支援部門長 吉田 淳一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

2023年1月25日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年1月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項
配当財産の種類
金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円
総額252,830,916円
剰余金の配当が効力を生じる日
2023年1月26日
2. その他の剰余金の処分に関する事項
増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 300,000,000円
減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、定款の一部を変更するものであります。
2. 業務執行取締役等でない取締役及びすべての監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第31条(取締役の責任免除)第2項及び第41条(監査役の責任免除)第2項に所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

浅野和志、吉田淳一、飯山辰彦、犬飼正樹、藤田学、大原あかね、西田陽介の7氏を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------------------|--------|--------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 95,879 | 474 | 0 | (注)1 | 可決 97.90 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 95,932 | 425 | 0 | (注)2 | 可決 97.95 |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | | | | | |
| 浅野 和志 | 80,950 | 15,406 | 0 | (注)3 | 可決 82.65 |
| 吉田 淳一 | 91,430 | 4,926 | 0 | | 可決 93.35 |
| 飯山 辰彦 | 91,563 | 4,793 | 0 | | 可決 93.49 |
| 犬飼 正樹 | 91,555 | 4,801 | 0 | | 可決 93.48 |
| 藤田 学 | 91,561 | 4,795 | 0 | | 可決 93.49 |
| 大原 あかね | 91,437 | 4,919 | 0 | | 可決 93.36 |
| 西田 陽介 | 90,545 | 5,811 | 0 | | 可決 92.45 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上